

議案第57号

長野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月9日

提出者 長野市長 荻原健司

## 長野市介護保険条例の一部を改正する条例

長野市介護保険条例（平成12年長野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料に係る特例）

第20条 令和8年度分の保険料に係る第4条の規定の適用については、令附則第24条及び第25条の規定の適用があるものとして保険料率を算定するものとする。

2 第11条第1項の規定により令和8年度分の保険料を減免する場合であって、市長が特別の事情に該当すると認めるときは、同条第2項の規定は、適用しない。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第58号

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月9日

提出者 長野市長 荻原健司

## 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第14条の7の2第1項中「（以下「へき地学校等」という。）」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第14条の7の2の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（へき地手当の内払）

2 この条例による改正前の長野市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和7年4月1日以後の分として学校職員に支払われたへき地手当は、改正後の給与条例の規定によるへき地手当の内払とみなす。

議案第59号

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和8年3月9日

提出者 長野市長 荻原健司

財産の取得について

1. 3m級草刈り専用車購入のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 物 品 名  | 1. 3m級草刈り専用車                                  |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札                                     |
| 3 契約金額   | 金34,980,000円                                  |
| 4 契約の相手方 | 長野市篠ノ井御幣川1095番地<br>株式会社前田製作所長野営業所<br>所長 村山 泰輔 |

報告第10号

専決処分の報告について

道路管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第4の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年3月9日

提出者 長野市長 荻原健司

専決第7号

専 決 処 分 書

道路管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件  
第4の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月18日

長野市長 荻原健司

道路管理上の事故による損害賠償額について

- 1 損害賠償額 金9,900円
- 2 相手方